

【応募要領】 東日本大震災被災学生支援給付制奨学金（平成 25 年度）の募集について

東日本大震災による災害に遭われた皆様および被災地域出身の在学生の皆様には、心からお見舞い申し上げます。1日も早い復興をお祈りいたします。

本学では、被災した学生を対象に経済的支援措置として、学費等減免措置、及び給付制奨学金制度を新設し、今年度も引き続き実施することといたしました。希望する学生は下記の要領にしたがって申請してください。

1. 対象

- (1) 東日本大震災に伴う災害救助法が適用された地域に居住する在学生及びその家計支持者で、家屋の被災状況が甚大または収入状況の変化が著しい者。
 - (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難勧告対象地域に居住する在学生及びその家計支持者で、収入状況の変化が著しい者。
- ※ただし、上記（1）及び（2）以外の地域に居住する在学生及びその家計支持者であっても震災の影響により甚大な被害があった場合には申請することができます。

2. 提出書類

- (1) 東日本大震災被災学生支援奨学金願書（指定様式）
- (2) 所得に関する証明書
* 震災発生後の収入の減額が分かるようなものが必要となります。
（例：平成 22 年の源泉徴収票と最近 3 ヶ月程度の給与明細等）
- (3) 罹災（被災）証明書
- (4) (3) が提出できない場合は、被災したことが分かる根拠資料
* 根拠資料が不明な場合は、提出先に相談してください

提出書類は以下の区分に基づいて、用意してください

- ※ 1 すでに学費等免除申請をし、全額免除が決定した者＝(1)のみ提出
- ※ 2 すでに学費等免除申請をし、授業料の半額免除が決定した者＝(1)(2)を提出
* 学費等免除申請をした際、(2)を提出している場合は不要です
- ※ 3 新たに申請を希望する者＝(1)(2)(3)

学費等免除申請を現在申請中で、結果がまだの方は、別途提出先にお問合せください。

3. 提出（問合せ）先

提出書類は、諏訪東京理科大学事務部学生支援センター（2号館事務室）に持参してください

4. 提出期限

平成 25 年 12 月 24 日（火）

* 提出後、おおむね 1 ヶ月程度で給付の可否を通知します。

5. 奨学金額（年額）、及び支給方法

奨学金の給付額は、80 万円、40 万円のいずれかとし、被害状況に応じて本学が決定します。審査結果に対するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

奨学金は給付制とし、返還の義務はありません。

6. 支給方法

本学が指定する時期に、年額を一括で、本人指定口座に振込みます。支給時期は別途通知します。